



令和7年7月7日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和7年6月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者1者(1営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪、福家

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和7年6月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和7年6月16日	一般乗用 (タクシー)	有限会社ハロータクシー (法人番号1470002002260) 本社営業所	香川	・文書警告	別添 ①

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年6月16日
事業者の氏名又は名称	有限会社ハロータクシー(法人番号1470002002260)(代表者 寺師大祐)
事業者の住所	香川県高松市木太町1356番地3号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市木太町1356番地3号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年6月9日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。